比率の算定と基礎数値

①実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※ 令和7年度練馬区標準財政規模
215,874,892千円

一般会計等（練馬区は一般会計のみ）の実質収支　（単位：千円）

会計区分	歳入総額 A	歳出総額 B	翌年度に繰り越すべき財源 C	実質収支額 （A－B－C）
一般会計	363,391,255	355,476,253	188,129	7,726,873

※ 翌年度に繰り越すべき財源は、一般財源のほか、未収入特定財源のうち国庫支出金・都支出金・許可のあった地方債以外の額の合計です。

②連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

一般会計等以外の会計の実質収支　（単位：千円）

会計区分	歳入総額 A	歳出総額 B	翌年度に繰り越すべき財源 C	実質収支額 （A－B－C）
国民健康保険	65,260,262	64,696,854	0	563,408
介　護　保　険	64,736,653	63,992,074	0	744,579
後期高齢者医療	20,602,788	20,574,927	0	27,861
合　　計	150,599,703	149,263,855	0	1,335,848

③実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{元利・準元利償還金} - \text{特定財源} - \text{元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

※ 特別区では、基準財政需要額算入額は「総務大臣が定める額」とされています。

3ヵ年の元利・準元利償還金（特定財源控除後）等　（単位：千円）

年　度	元利償還金	準元利償還金	基準財政需要額算入額	標準財政規模
令和5年度	3,288,090	1,593,384	9,437,842	192,226,207
令和6年度	3,344,233	2,895,239	7,739,570	202,421,240
令和7年度	3,425,725	2,373,975	4,705,563	215,874,892

※ 比率は3ヵ年の平均値です。

④将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

※ 特別区では、基準財政需要額算入見込額および基準財政需要額算入額は「総務大臣が定める額」とされています。

将来負担額等　（単位：千円）

将来負担額	充当可能基金額	特定財源見込額	基準財政需要額算入見込額
118,563,908	144,708,799	14,478,093	79,990,556

※ 基準財政需要額算入額は、実質公債費比率で使用する額と同じものです。

＊ 将来負担額の内訳　（単位：千円）

イ	一般会計等の令和7年度末地方債現在高	53,490,799
ロ	債務負担行為に基づく支出予定額	28,609,189
ハ	一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額	248,671
ニ	一部事務組合等の地方債の元金償還に充てる一般会計等の負担見込額	5,017,489
ホ	退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額	31,197,760
合　計		118,563,908

※ 将来負担額として他に、地方公共団体が設立した法人の負債額や法人等に対する損失補償のうち一般会計等の負担見込額、連結実質赤字額、一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち一般会計等の負担見込額等の項目がありますが、練馬区には該当金額はありません。

＊ 充当可能基金額は、地方自治法第241条に基づく基金です。
練馬区では、条例で設置しているすべての基金の現金等が対象となります。

＊ 特定財源見込額は、将来負担額に充てることができる国庫支出金等の特定の歳入です。
練馬区では、土地開発公社に対する貸付金の返還金があります。

＊ 基準財政需要額算入見込額は、地方交付税算定に準じた算定方法により算定された地方債現在高等に係る財政需要額の見込額です。
特別区では、「総務大臣が定める額」として、東京都から各区に数値が通知されます。